

**第2回「知的障がい者の明日を考える議員連盟」**  
**第3回「知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会」**  
**合同会議 議事録**

【日 時】平成31年2月19日（火）15時00分～17時00分

【場 所】衆議院第二議員会館 地下1階 第1会議室

【出席者】別紙・出席者名簿参照

【議事録】以下、敬称略

【その他】議連は本議事録26頁目にて終了。

○参議院議員 三原じゅん子

お時間となりましたので、第二回「知的障がい者の明日を考える議員連盟」、そして第三回「知的障がい者の抱える諸問題と明日へつながる政策を考える会」、合同会議を始めさせていただきたいと思います。

まずはじめに、顧問であります自由民主党前副総裁・高村正彦先生に一言ご挨拶を頂戴したいと思います。先生、宜しくお願い致します。

○顧問 高村雅彦

皆さん、こんにちは。

足高さんの呼びかけで始まったこの会は、本当に現場を知っている方々と国会議員とが共に力を連動する大変意義のある会でございます。今日も意義のある会にさせていただく事を期待しております。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

続きまして、同じく顧問であります衆議院議員の野田毅先生、一言ご挨拶よろしいでしょうか？宜しくお願い致します。

○衆議院議員 野田毅

こんにちは。ご紹介いただきました野田毅でございます。

かねてから木村先生には本当に一生懸命この分野で頑張ってもらっているんですが、それに加えて足高さんから会への強い召集要望がありました。

やっぱり、こういった問題は話だけで物は進みません。少しのパワーと論理と愛情を持ってね、しっかりと進めないといけないと思いますので、宜しくお願いを申しあげます。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それでは我が議連の会長であります参議院議員・木村義雄会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○参議院議員 木村義雄

今日は皆様お忙しい中、ようこそお集まりいただきました。

また、高村先生、野田先生をはじめとする多くの国会議員の先生方には万全を期してご参加いただき、本当にありがとうございます。

障がい者の最大の課題というのはですね、まず「所得補償」なんです。

これをしっかりとやっぱり取り組んでいかないといけない。私は今の障害年金の水準では本当にとってもやっていけないんだという思い入れがあるので、最終的なゴールは、しっかりとした所得補償を確実にする。こういうことをやろうと思います。

その中で特にですね、障がい者を抱えている、また身内に持つておられます方々の大きな課題は、障がい者の「終の棲家」。

この終の棲家の確保が本当に大丈夫であろうかという点です。お子様が障がいを持ったご両親の方にとってはですね、自分たちの亡き後、「親の亡き後の障がい者の終の棲家」が最大の課題だと思っております。

ところがですね、これに対しましては、やっぱり色々な問題が生じています。例えば、まとめて集合住宅みたいなことにするとですね、檻に入れているとか必ずいろんな批判が起きるわけですよ。しかし各家庭それぞれがですね、ご老人を抱えた中で（障がい者の支援まで）全部在宅かと。これもなかなか難しいなど。その中でどうやって、間を縫ってしっかりとした終の棲家を確保していくのかというのは、所得補償と同様に大変重要な課題です。それを解決するためとにかく頑張ってまいりたいと思っております。

ところがですね、施設を経営する側から見ればですね、一生懸命やっているのに、今日も（厚労省等の）部長さん方が沢山出席していますけど、当局がどんどん厳しい法律を作っている。

これは昔、東京都などでコムスン事件というのがありまして、ああいった社会の不祥事に対して、（当局が）けしからんと言って原因究明をやってですね、そして法律を厳しくしてしまったんです。一罰百戒というところはあるかもしれませんが、関係のない事業者にとっては足枷手枷をかけられて、経営が大変になってしまった。

でも、その間を縫って皆様方がですね、ハンディがある方々に大変な愛情を示していただいているわけですけども。

そのように意見と感謝を申し上げながら、「所得補償」を確立し、そして「親亡き後の終の棲家」を獲得するには、今日ご参加していただいている皆様方がどのように頑張っていくべきなのか。そこをしっかりと議論して、中身を実現していきたいというのがこの会の趣旨でございます。

本日ご参加していただいた皆様方には心から感謝を申し上げ、どうぞ忌憚のないご意見をおっしゃっていただいて、解決の方向へしっかりと歩み続けて参りたいと思っております。

それでは本日もどうぞよろしくお願い致します。どうも、ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

先生、ありがとうございました。

続きまして、障がい者福祉研究所 代表であります足高慶宣様に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○足高慶宣

ありがとうございます。

皆様、今日は全国各地、北海道から熊本の方に出席いただいていますけども、喜ばしいご報告というのは、昨年12月13日に40名程の自民党の有志の方々で議員連盟を作っていただきました。

今先ほど、野田先生もおっしゃっていましたが正しいこと、望むこと、いろんなことを皆持っていると思う。けど、それをいかに国政に政策に反映していただけるかというのは、国会議員の先生方のお力によるところが非常に大きい。それ以外、我々ではどうにもならないというのが制度の問題でいっぱいありますから。その制度問題に正面から取り組んでいただくということを、去年の12月に議員の先生方に志を一にして集まっていただきました。これは本当にありがたいことやと思っております。先生方ありがとうございます。

今先ほど木村先生からお話に関連しますが、私個人は柵の郷という社会福祉法人を運営しています。だから、私はサービス提供者やと自分で思っております。サービス提供者である以上、この障がい者に対してサービス提供をするという産業が明日も明後日も、10年後、100年後も望まれる産業である必要があると思います。望まれる形である以上、一番大事なのはそのサービスを受けられる障がい者の方々に対してどれだけのパフォーマンスを出してやれるか、ということにかかってくると思います。しかし、それに対して、今木村先生がおっしゃったように法律がどんどん厳しくなる。

法律を厳しくなるのは、私は良しとしたいと思います。それよりも問題は裁量行

為。例えば、厚生省の方々が、各県、各市のほうに丸投げされている裁量行為。  
(県や市職員による) 裁量行為の中で、事業者側は事実上がんじがらめにされていく、パフォーマンスがあげられない。こういった状況ってやっぱりおかしいんじゃないかと思えます。

私どもとしては与えられた資源の中で最良のサービスをしたい以上、非常にフラストレーションを持っているところがございます。それを皆で考えて、一步一步、ちょっとでも良くしていきたい。

そして、足らずのところは先生方にご指導、ご指摘いただきながら、また新たな施策、法律を作っていく。こういったことに結び付けなければいいかなという思いでこの会をお願いし、設立している次第です。

長々になりました。どうもありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それでは、先生方から一言ずつご挨拶、たまわってもよろしいでしょうか？

それでは、浜田靖一副会長から一言お願いを申し上げます。

○衆議院議員 浜田靖一

みなさん、こんにちは。お疲れ様でございます。

私自身も木村会長の下で皆さん方の要望を聞いて、前に進めるように頑張っ  
てまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○三原 じゅん子

ありがとうございます。

それでは、平沢勝栄幹事長より一言お願い致します。

○衆議院議員 平沢勝栄

東京 17 区葛飾区、江戸川区の平沢勝栄でございます。

私も木村会長の下、しっかり頑張っていきたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。

先ほど足高代表からお話ございましたように、今年の 12 月 13 日にこの勉

強会が議員連盟になりました。その発足したことのまずご報告をさせていただきたいと思います。

そして続きまして、議題1と書かれている役員、人事案についてでございます。今お手元にお配りしてあります役員、人事案をご覧いただきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

もしご意見がないようでしたら、この案をご承認いただくということによろしいでしょうか。」

(一同拍手)

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

では、木村会長一任ということでこの案を受けさせていただいて決定とさせていただきます。

続きまして、議事2へ参りますが、現行の知的障がい者政策の問題点について、お手元にですね、議題2と右上に記載した資料をお配りしております。

今回こちらの資料を木村会長からですね、厚労省に事前質問として投げかけておりますので、まずは厚労省からご回答をお願いしたいと思います。

○源河真規子（厚労省・障害福祉課長）

厚労省障害福祉課長 源河です。宜しくお願いします。

座って順番にお答えさせていただければと思います。

まず最初に、いただいた質問のうち1の(1)は2(1)とも重なるので、1の(1)と2の(1)を合わせて回答させていただきます。

あの一、障がい者の方の重度化・・・

○参議院議員 木村義雄

資料のどの部分？

○源河真規子（厚労省・障害福祉課長）

議題2です。

○内山博之（厚労省・企画課長）

2枚目の1行・・・。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

【議題2 1の（1）、2の（1）について】

議題2の1の（1）、それから2の（1）のところでございます。申し訳ございません。

1の（1）と2の（1）でございますが、障がい者の方の重度化高齢化というのはわたくし共も凄く中心になっているキーワードであって、重要な課題だと認識しております。

そのため、平成30年度の報酬改定ではグループホーム利用者の重度化高齢化に対応するため、昼夜を通じて職員を配置して利用者への支援を行う日中サービス支援型グループホームを創設したところです。

また、医療的ケアが必要な方が増えているというご指摘がございますが、医療的ケアが必要な利用者への看護を提供するため、看護職員を常勤換算で1名以上配置することを要件とする看護職員配置加算を創設しております。

これらの新たな仕組みをぜひ活用していただければと思います。

なお、サービス基盤の整備でございますが、市町村および都道府県が地域に居住する障害のあるかたのご意見を伺いながら、それぞれの地域の実情を把握した上でサービスの必要量を見込んだ障害福祉計画に基づいて整備を行ってまいります。今後とも各地域において利用者のニーズに属した居住支援が行われるよう私どもも事業して参りたいと思います。

○内山博之（厚労省・企画課長）

【議題2 1の（2）について】

障害保健福祉部企画課長の内山です。

1の（2）についてわたくしが答えさせていただきます。

障害者総合支援法の知的障がい者福祉法の対象になる方々についての議論については、遡ることになりますけども精神薄弱者法・・・

○参議院議員 木村義雄

ペーパーは出してくれないの？

○内山博之（厚労省・企画課長）

出していません。

○参議院議員 木村義雄

ペーパー出してくれなきゃわかんないよ。

○内山博之（厚労省・企画課長）

はい。後ほど。

○参議院議員 木村義雄

後でペーパーでちょうだい

○内山博之（厚労省・企画課長）

（知的障がい者の定義については）精神薄弱者法制定の経緯から全国統一的な基準をお示していないところがございます、ICD-10は国際的な統計基準としての分類でございますので、ICDのIQ70のみをもって福祉サービスの対象とするかについては今後十分な議論が必要だとおもっております。

なお、今各県におきましてはそれぞれ発表しているわけですが、厚生労働省におきましては、今年度より知的障がいの認定基準に関する調査、研究というものをしております、各自治体の判定基準に関する現状と課題を確認に進めているところでございます。その結果を踏まえまして引き続きその在り方について検討してまいりたいと考えております。

※ICD-10はWHOが定めた国際的な統計基準。ICD-10における知的障害者の基準はIQ70未満とされている。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

【議題2 1の(3)について】

続きまして1の(3)でございます。

すみません。口頭ですのでお聞きづらいかもしれませんが、なるべくゆっくりに説明させていただきます。

1の(3)でございますが、寄付自体を決して禁止するものではないのですが、前回も前々回もお答えさせていただいたように、入所の対価として寄付を強要するものではあってはならないという風に認識しております。前回も申し上げたんですが具体的にここでこういう状況があったということであればもう少し詳細に教えていただければと思います。

それから研究所の方でも実態調査をなされたように聞いておまして、具体的にこういう事例だったというのが出てくるようであればぜひ私共にも共有していただければというふうに思います。

**【議題2 2の(2)について】**

続きまして、2の(2)でございます。

2の(2)でございますが、現在の社会保障制度は保険優先の考え方が原則となっておりますので障害福祉制度と介護保険制度の関係については、障がい福祉サービスにかかる費用は公費で賄われていることから同様のサービスや保険制度である介護サービスを利用できる場合には、まず介護保険サービスを利用させていただくこととなっております。

ただ、障害福祉サービスを利用していた方が65歳になって介護保険サービスを受ける場合であっても、サービスの支給量が介護保険サービスのみでは適切に確保することができない場合や、障害福祉サービス固有のものと認められるサービスを受ける場合には障害福祉サービスを引き続き受けることが可能であって、市町村が認める場合においては引き続きグループホームの利用することが可能となっております。

また、障害者総合支援法におきましては、障害者支援施設に入所する場合には、住前居住していた市町村が支給決定利用支援をすることになっておりまして、施設設置市町村の負担を軽減しております。

この問題も前回もご指摘いただいたというふうに認識しておりまして、また具体的にどこの自治体でどういうことがあったのかお教えいただければ介護保険担当部局とも相談することができるかと思っておりますので、教えていただければという風に思います。

**【議題2 2の(3)①について】**

それから続きまして日中サービス支援型の指定留保という形で2の(3)①としてご質問を頂戴しております。

日中サービス支援型グループホームは重要な制度という風に認識しておりまして施行前から都道府県に留意点を発出したり、依頼して準備を進めてきたところでございます。

私どもが認識している限りでは、日中サービス支援型グループホームは、今22都道府県において45事業所が運営されていることから、今後会議等で施行状況を周知して日中サービス支援型グループホームが各地で進むように進めて参りたいという風におもっております。

**【議題2 2の(3)②について】**

続きまして(3)②として、夜勤職員に対する取扱いについて、ご質問を頂戴しております。

これはあの一、後ろの方でご指摘がございましたがご指摘の通りグループホ

ームの人員配置基準においては、夜間帯の職員配置を必須としておらず、配置した場合は加算で評価する仕組みとなっております。このため、夜間帯の勤務時間については常勤換算として算入できず、届け出上の分類は常勤ではなく非常勤となっております。

ただ、ご指摘のあった有給休暇等に不合理がある点につきましては、平成 19 年の Q & A をもとに各自治体がそれで判断していると考えられる為に、この Q & A の見直しを今後検討させていただきたいと思ます。

**【議題 2 2 の (4) ①について】**

(4) ①として、就労系サービスについてご指摘を頂戴しております。

就労系サービスでございますが、今までご指摘を色々いただいている通り、障害のある方の支援に長く従事してきた B 型の支援員の方が、営利企業に対して価格の交渉するというのは業務の一環であってもなかなか不慣れで、慣れない面もあるというふうに思っております。

このような実態を踏まえ、現在企業に営業を行うなど工賃向上の取り組みを行う職員を配置していただいた場合に報酬上、加算と評価しております。

事業所の中にはこのような職員を配置してうまく進めていらっしゃるというふうに認識しております。現在国ではうまくやっているとところの事例を整理しているところでございます。

今後、このような事例を皆様にお示しすることによって全国の事業所の工賃向上に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

**【議題 2 2 の (4) ②について】**

最後 (4) の②が就労移行支援の問題ですが、就労移行支援につきましても日々各事業所でご苦労とご工夫の下、取り組んで頂いているというふうに思っております。

で、これにつきましても好事例と申しますか、うまくやってらっしゃる事業所がございますので厚労省においてはこういう事例を収集して皆様方に提供したいというふうに考えております。また、実際にどのように利用者確保をしてらっしゃいるのかなどの点も調査しているところでございますので、こうした点を提供することによりまして各事業所において進むように取り組んでいきたいと思ます。

駆け足で申し訳ありません。(4) までは以上でございます。

**【議題 2 2 の (5) について】**

(5) は、国交省さんの依頼になるんですが、今日は国交省さんが来ておられ

ないので回答しかねます。申し訳ありません。

○参議院議員 木村義雄

源河さん、今日回答したことを早急に文章にして、また皆さんにお届けできるようにしてください。

○参議院議員 三原じゅん子

はい、ありがとうございます。

だいぶ前に質問させていただいた内容でありましたので、きちっとした形で、ぜひ提出をお願いしたいと改めてお願いしておきたいと思います。

まず、会長から今のお答えについて何かございますでしょうか？

○参議院議員 木村義雄

だからねえ、ただ聞いただけじゃよくわからない部分がよくありますよね、みなさん。

だからどうですか？時間あるんだったら（出席者の皆さんからも）聞いていただいて、再度確認していただいて、質疑応答してもらうのが一番じゃないのかな。

○参議院議員 三原じゅん子

はい

○参議院議員 木村義雄

わかんないでしょ・・・

○参議院議員 三原じゅん子

そうなんです。今、こう照らし合わせながら参考のページと照らし合わせながらお答えをとということだったと思うので、大変わかりにくかったと思います。申し訳ございません。

先生方から様々なご意見、ご質問がございましたら、ぜひ・・・

○弁護士 今井勝

ちょっといいですか。

今井ですけども。発言の回答はですね、資料の（１）とか（２）とか言わないで、（１）と言ったらその行を全部読んでください。

もう一回言いますけども、今あなたがた、資料１の（１）と回答が始まるわ

けなんです。目で追えない。(1)と言ったら高齢者、知的障がい者うんぬんと質問事項を最後まで読んで、というふうにお願いしますよ。そうしないと話言葉じゃ伝わりません。宜しくお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。申し訳ございません。ありがとうございます。

それでは、足高代表から・・・はい。

○足高慶宣

今の質問、質問状を木村先生が会長として提出されて、それで時間もあって、持ってこられた回答やないですか。厚労省の方…。

国会議員さんからの質問に対して、例えばあの一最初のわかりやすい話で、知的障がい者の定義について、まあ答えられましたけど…。はっきり言って、昭和33年に作った障害者3法。それから何十年経ってますの？

定義一つせんと、どうして対策とれるの…？今まだ検討しています？

残る回答にしてもみなそうですよ。常勤勤務の看護師がどうこうと。一名付けても一日8時間労働です。それこそ厚労省が言っている話やないですか…。一日8時間労働で、休みをしっかりとらせなさいと。

たった1名の看護師を置いただけで、(24時間の医療的ケアが必要な障がい者複数名に対して) どうしてカバーできますの。常駐でカバーさせようと思ったら、5、6人はいます。

わかり切っている話の回答として、私ども一般人を馬鹿にするのは結構ですけども、国会議員からの質問に対して、こんなに鼻をくくったような回答じゃ…、というふうに思います。終わります。

○参議院議員 木村義雄

足高さんね、我々以上に、今日ここ来て出席した人に理解してもらわないと意味ないんで。やっぱりここはね、しっかりと対応してもらわないといけない。

じゃ皆さん方からどうぞ遠慮無くね、わけのわかんない事言っていたので、ここはわかんない、ここがわかんないと改めて今質問していただいて、今答えていただいたほうがいいんで。あの一手上がっているから。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。

それでは、マイクを回していただけますでしょうか。

すいません。挙手をされた方。はい。お願い致します。

○柊の郷 渡部隼也

社会福祉法人 柊の郷の渡部と申します。

議題2の2ページですね。2番の(3)②。労働実態に適合しない夜勤職員に関する取り扱いについてご回答いただきました。

しかし、夜勤帯の職員の配置義務がないので常勤には含まないというのがあまり理解が出来ません。一つの事業所で、月160時間の常勤の勤務時間働いている職員が、夜勤をしたとたん非常勤になる。これは、不合理としか言わざるを得ないのかなと思っております。

一応、平成19年ですね、12月19日の厚労省さんの通知のQ&Aのところで「非常勤」職員になると欠勤、有給休暇といったところが常勤換算の勤務時間に含まれないとされています。ということはですね、同じ事業所で160時間働いている職員が、昼間だけ働いている職員が夜勤もしてくれた場合。そうなった場合、夜勤もした職員は非常勤という扱いだから、有給休暇を取得すると(常勤換算上の)勤務時間に含まれない。研修に行っても勤務時間に含まれない。

そう言ったことで、夜勤をしている非常勤職員にとって、人材育成とかにも関わってくるのかなと思います。働き方改革、今進めていると思うんですけども、そういったところにも全然繋がらないのではないのかなというふうに思います。

○参議院議員 三原じゅん子

はい、それについてお答えいただけますか。

○源河真規子(厚労省障害福祉課長)

すいません。ご質問いただきましてありがとうございます。

今のご指摘の19年のQ&Aですが、この通り有給休暇等についての不合理がある点について今回Q&Aの見直しを検討させていただきたいと思います。

○参議院議員 木村義雄

だから検討してどうするんだ? どうゆう方向で見直すか言わないとき。

○参議院議員 三原じゅん子

それさっきと同じ答えです。

○参議院議員 木村義雄

厚労省の「検討」はやらないってことなんだからさ。

検討するっていう言葉は使わないほうがいいよ

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

えーと…。今の段階でどうゆう風にすると言うのは…。

お答えしづらいのですが、このご指摘いただいた点で有給休暇とかあるいは研修とかに不合理とか不具合が生じているというご指摘でしたので…えーと、またご意見を伺いながら考えます。

○参議院議員 三原じゅん子

はい…。

○柗の郷 渡部隼也

すいません。

逆に非常勤にする。（非常勤扱いに）しないといけない理由というのはあるんですかね？

○参議院議員 三原じゅん子

はい。お答えお願いします。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

はい。ご質問頂きありがとうございます。

今の基準省令で常勤とは、ちょっと読み上げますが、『常勤の指定福祉サービス事業所における勤務時間は当該指定福祉サービス事業所等において、定められている常勤の従事者が勤務すべき時間に達していることをいう』となって負います。目で見ただけではわかりにくいかもしれませんが…。

○柗の郷 渡部隼也

それを言うていただくなら、一つの事業所で 160 時間、夜勤を含めて働いていること常勤という扱いになると思うんですけども。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

えー、ちょっと後で回答します。

○柗の郷 渡部隼也

お願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

後ですか…？

じゃとりあえず次の質問に行かせていただきたいと思います。

他に…、はい。

○高森雄登（スタジオプレアデス理事長）

焼津市と静岡市を中心にスタジオプレアデスという事業所をやっております高森と申します。地域全体で今起きていますことをお伝えします。

社会福祉法人めぐみさんがまとめられている資料（議題2）の4ページ、右下に4ページと書いてあるところにもまともなことが書かれていてもっともだと思ったんですけども、今福祉を受けたいという障がい者の方々全員が相談支援事業所を利用することになっております。ところが、静岡市周辺、全くもって足りておりません。

私も昨年ですね、理事長という立場でありながら、相談支援の資格を取りに行き、地域に（相談支援事業所が）全くない、あるいは満パンで次を受ける方がいないということなので、僕が自分自身でやってみようということでスタートしました。

そうしたところですね、焼津市で言えば、今の事業所はもう正しく受けられる状況ではなくなっています。静岡市も（相談支援事業所が）三十数事業所ありますが、新しい方の受け入れを停止しております。

そう言った方たちがセルフプランに迫られるか、あるいはご自身で崩壊していくか。今そんな状況が続いています。自分がそれに対応するために、2か月に10人以上の新規を受けざる負えなくなり、それを約1年近くやってきました。それで先日自分は精神的に倒れてしまって、人生で初めて精神科に通いました。そのことを思い出すだけで手が震えてきて声が出なくなってしまう。

そんな状況がわずか一部の新規を立ち上げた相談支援事業所にかかっております。で、涼しい顔で何とか回している他事業所に聞くと、何年も新規利用者を取っていないという状況で何とか回しているということです（※1）。

それが今の福祉の一番最初の入口のところで起きている状況を、ぜひ皆さんも考えていただきたい。この状況を早急に改善していただかないと、私自身もほんとに死ぬかと思うような働き方をしてきました。

それがあまりにも恐ろしいものですから、180人受けた（相談支援の）研修の中からたったの一人も相談支援事業をやる人が出なかったんですね。毎日それが起きています。資格は取りますがやりません。結果、以前から働いている職員が辞めることも、配置替えをすることも出来ず、ずっと同じ仕事を続けているという状況です。

はい、たぶんみなさんもそれをたくさん考えられていると思います。どうしたらこれを解決できるのか、回答をいただきたいと思い、今日は来ました。

※1 例えば、一定規模の法人内で新たに相談支援事業所を開設しても、当該法人を既に利用している人（入所やグループホームを利用する人）だけに相談支援を実施し、外からくる新規相談支援希望者は受け入れないということ。（基本的に赤字事業なのでコスト的にも受け入れができない。）

○参議院議員 木村義雄

相談支援専門員というそこを通さないといけないの？直に施設利用とかとかできないの？

○内山博之（厚労省・企画課長）

もちろんセルフプランというのもありますし、必ず相談支援専門員を通さないといけないというわけではありません。

最終的には市町村が、相談支援専門員が作ったケアプランをもとに個別に市町村がしっかりするということになります。先ほどの話ですと、焼津静岡などの地域では相談支援事業所が少ないので、（障がい者自身や保護者が作成する）セルフプランを迫られているという風に聞こえました。

○高森雄登（スタジオプレアデス理事長）

少しニュアンスが違うんですが、各地域で同じ状況が起きていると申しております。

報酬が少なく、職員が長時間労働を迫られ、そして順番待ちが大量に起きていると。今この場で手を上げていただいたらほとんどの方が手を上げると思います。各地域の皆さんどうですか？相談支援足りていますか？そしてその事業所は十分な報酬をもらって職員にまっとうな仕事をさせられていますか？

今、国が私たちに与えている制度というのはそういうものです。

もしよければこの場で皆さんに手を上げていただきたいぐらいなんですけども、今地域で相談支援事業所に困っているという地域の方、どれくらいいますか？

（多数の事業所が挙手）

○参議院議員 木村義雄

どういった方法だったら、まずあなたの問題を解決できるの？

○高森雄登（スタジオプレアデス理事長）

何をすればというのは、書類が多すぎます。手続きが多すぎます。その方の状況を把握して書類を作るのに、例えば静岡、焼津、国が出してる指針のよって作られているんですけど、一人の方を作るのに12枚程度の書類を作っております。

ところがそれが地域によってかなり違います。

静岡市は4枚出せば通るにも関わらず、焼津、吉田町は11枚出さなくちゃいけないことになっております。必要書類の作成に凄く長い時間がかかっております。そして例えば他地域の話を知ると、もっとさらに少ない書類で、本人のチェックシートをもとに出せる形になっていると。

なぜ、同じ制度なはずなのに地域ごとにこんなに差があるのか。それもかなり時間をかけ、求められる書類が多いけれども、逆に障がい者本人のことがあんまりわからない。そのような書類が増えていること、そのあたりが問題だと思います。

○参議院議員 木村義雄

それはさっきから言ってたことにつながるんだけどさ、ローカルルールでやりすぎているわけ？

○参議院議員 三原じゅん子

お答えできますでしょうか？

それぞれの地域の・・・。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

ちょっと、よろしいですか。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

今の方の件なんですけど、今地域でどういうことがなされているかというのと、大きな法人は様々な事業をやっているからその後ろ盾で（相談支援事業所を）運営していける状態なんですよ。

でも、単独で（相談支援）事業をやっているようなところでは、経営が非常に苦しいから手抜きがし放題なんですよ。それで相談受けた事業者は全くルー

ルも踏まずに、その相談員が勝手に相談の採寸を決めて、そして提供するっていう状況も生じている。

だから私どもの法人だと常に障がい者とトラブルが年中起こっているんです。(※2) まずは単価を単独で提示できるようにするってことはもう絶対不可欠なことなんですよ。ということで宜しくお願いします。」

※2 経営の苦しい相談支援事業者が適当に障がい者の支援計画を作成し、それをもとに発言者の施設等に入所する。支援計画の内容が手抜きであったり雑であったりした結果、発言者の施設で障がい者とのトラブルが生じている…ということだと思われます。(例えば、障がい者の支援計画に他者に暴行をするといった記載がないのに、実際には施設で他者に暴行をする場合など)

○参議院議員 木村義雄

単価を単独にするってのはどうゆうこと？

○藤澤敏孝(社会福祉法人三和会 理事長)(※3)

(相談支援事業に関する) サービス提供業務に携わる職員に対し、障がい者一人利用制度を立てると報酬がいくらというのが決まっているわけですけども、それに対して単価を上げていただきたい。

あの方(高森氏)がおっしゃった通り、長期労働をしなくても、1時間、例えば、あの一これぐらいの収入があるという形にしていただければ、いいサービス、利用継続も出来るし、手抜きもなくなるしという気がするんです。

実際厚生省の皆さん現場を(不明37:41)それは。小さなサービス事業……。そういうものを抜きでやってるほうは……。よろしくお願ひします。」

※3 「現状は、支援計画1名に対して〇〇〇円の成功報酬型となっている。しかし、支援計画の成功報酬は非常に安いというえに、求められる支援計画の内容は市町村により大幅に異なっている。せめて、時間制・タイムチャージ制の報酬単価にすれば、簡単な支援計画は安い報酬・難しい支援計画は高い報酬となってマシになるのではないか…」という趣旨の発言と思われます。

○参議院議員 木村義雄

もうちょっとわかりやすく言ってもらえれば…。

○内山博之（厚労省・企画課長）

えーっと、ただ今のお話は障害福祉サービスには障害報酬が支払われておりますので、それぞれの単価をもう少し引き上げていただきたい。というご要望と受け取りました。

○参議院議員 木村義雄

それで大きいところ小さいところではどうしてそういう問題になるの？

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

結局、大きいところっていうのは、他の事業からお金を集めることが出来るから負担が少なくなってくるわけですね。小さいところっていうのは他に原資が無いからもろに負担が掛かってくるってことなんですよ。

○参議院議員 木村義雄

適正な単価じゃないから、小さいところでもやっていける適正な単価を…。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

講習会でせっかく 180 人も研修を受けた人がいて誰もやらないのでは無駄になっちゃいますよね。

だけど実際は、賢いところはそんな事業（相談支援事業）はよしたほうがいいっていうふうになっているんですよ。

だけど、それをやめちゃったんじゃ在宅の障がい者にとってより良い生活を作る担い手がいなくなってしまって苦勞することになっちゃうわけなんですね。だから、ぜひそれは考えていただきたいんですよ。

○参議院議員 木村義雄

あの一大きなところは負担なくやっていけるけど、小さなところは負担なくやっていけないってこと…？

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

現状では（大きなところも小さいところも相談支援事業を）負担なくやっていくことは無理ですが、我慢して泣き言までは言わなくても済む、これが地域貢献だというような気持でやっているわけですよ。特に大きいところは（他の事業で収益を上げられるので）何とかだまされちゃっていいんですよ。

けど、それが正しいやり方だっていうとおかしい、良くないわけですよ。一つの事業で経営が成り立たないシステムだから。それはほんとに自制してもら

わないと良い制度は定着しないと思うんですよ。

いい制度が定着しないということは、真面目ないい人がその職に就かないということなんです。ぜひ、そんなことで、これは早急に全国調査して適正な価格を決めていただいて、補助金のアップとか、手数料をアップしていただきたいと思うんですね。

○参議院議員 三原じゅん子

わかりました。

ではこの件に関しましてはもう一度しっかりとお答えができるようにしてからですね、次回にお返事をしていただくという形でもよろしいでしょうか？

では、先生方からまた質問等、ご意見がございましたら進めさせていただきたいと思いますが、先生方いかがでしょうか？

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

すみません。口頭でお答えするとまた意思疎通うまくいかないかもしれないですけど、「常勤」という言葉に込められているのはいろいろありまして、私どもが常勤、常勤と言っているものは報酬算定上の常勤を言っております。

有給休暇の関係のQ&Aは、そうではなくて、実際に就業上の働いたか働いていないか、あるいは休んだか研修を受けている間はどうかという点なので、その点に関しましては常勤でも非常勤でも同じように考えられるのではないかと考えておまして、ここは非常勤の方であっても不合理がないように見直す方向で検討させていただきたいと思います。

○参議院議員 三原じゅん子

そうですね。えーっと…。

○参議院議員 木村義雄

今のことについて何か質問があるんだったら決着付けちゃおう。

○柊の郷 渡部隼也

今言っていた言いかたですと、160時間働いていれば有給とかをとっても非常勤扱いではないという話なんですけども、千葉県に問い合わせをした時に、非常勤勤務ですよという風に言われて、それはやっぱり有給とかはカウントできないんですかと確認しているんですね。

もしそういう風な認識でおられるのであれば各県とかにそういった指導をしていたらいいかと、現場では結局夜勤をしている職員は有給休暇は勤務に入ら

ない、研修に行っても勤務時間とはカウントしないとう風な扱いになってしま  
うんじゃないのかなと思います。

○参議院議員 木村義雄  
しっかり千葉県指導して。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）  
はい。

それは平成19年のQ&Aがまだそのままになっていて、そのQ&Aをもとに  
判断していらっしゃるからだと思うので、だからこそQ&A自体の見直しを検  
討する必要があるというふうに考えております。

○足高慶宣  
検討やないでしょう、それでしたら。  
厚労省が放置してたから県レベルのところできそうだった誤解？誤った行政行  
為が行われてるんちゃうの？それってあなた方放置してただけの結果でしょ。

○参議院議員 木村義雄  
だからいつまでにやるの？そのQ&Aは。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）  
なるべく早く…。

○参議院議員 木村義雄  
年度内？

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）  
いえ…。

○参議院議員 木村義雄  
月内？年度内？どっち？

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）  
あの、次までにはご提供できるように努力します。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございます。

勉強会につきましてはまだ5時まで続きますので、まず議員連盟の方の時間が迫っておりますので先生方からまず先に一言ずつでも課題等がありましたらお話をいただけるとありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○衆議院議員 木原稔（幹事）

熊本の衆議院議員の木原稔と申します。

私もこの議連の方に加盟させていただいてまして、ただこの会の進め方と言いますかね、今日こうお伺いしててですね、全国からせっかくですね、時間をとってお金をかけてきていただいて、そしてこう事前に問題点をこう会長の方から厚労省の方に提議させていただいて、そして今日回答を得るという、まあこれは大変素晴らしい、そういう場であります。

しかし、(厚労省の) あまりにも答えっぷりがですね、雑で、そして中途半端でして。もう大変申し訳ない気持ちでいっぱいあります。

できたらですね、事前に厚労省からの答えを我々議員に前もってある程度見せていただいてですね、そしてこれは足りないぞということを指摘してから皆様方にお示しするような、そんな場であったほうが良いのではないかと。せっかく来ていただいているのにこれじゃほんと気の毒です。

ですので、会の進め方として、意見として申し上げております。以上です。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。順番に一言ずつ。

○衆議院議員 宮路拓馬（幹事）

鹿児島衆議院議員 宮路拓馬です。

先ほど来たばかりなので。とりあえず勉強して頑張ります。

○参議院議員 島村大（幹事）

参議院神奈川の島村と申します。

わたくしもですね、現場に行かせていただきまして、就労支援AとBのこの問題点に関しましてはですね、やっぱり工賃を下げないようにですね、頑張つてそこはしっかりと儲かるような仕組みをもう少し考えないといけないと思っておりますので、ぜひそこは私も進めさせていただきたいと思っております。宜しく申し上げます。

○衆議院議員 富岡勉（副幹事長）

長崎の衆議院議員の富岡と申します。

今の議論聞いていて、やっぱり担当の部署があまりにも真剣に考えてなかったかなというのが感想です。

個人的には、障がい者の皆様には所得倍増という言葉はずいぶん前に使わせていただいて、一応政策として上がるようになりましたので、あらためて肉付けを具体的にしたい。簡単に倍増と使ってしまったのですが、政策的にそういった言葉が残っておりますので、それを目指してやっていきたいと思っております。

○衆議院議員 とかしきなおみ（幹事）

衆議院のとかしきなおみでございます。大阪の選挙区でございます。

知的障がいの皆さんの終の棲家とかそういった問題、私も一緒にですね何度も合宿に行ったことがありますので、ほんとに真剣にご両親が悩まれているというのよく知っております。

また、所得のところもやっぱり自立できるようにいかにサポートしていくかというところもすごく大切であります。これから知的障がいとか精神障がいとか外から見えない障がいに対してどのような支えが出来るのか。どうしても肢体不自由の方が先行してしまっていますので、この新体制をしっかり作っていくことが大切だなって思っております。

厚生労働省もですね、ぜひですね次はちゃんと資料をそろえてですね、やっぱり答えをするときには口頭でできてしまいますと分かりませんし、資料を持って帰りますので是非用意をしておいていただけたらありがたいかな、という風に思います。

議論を積み上げていかないとですねせっかく集まっていたのに時間ももたないですからぜひお願い致します。あと、今日お話しを伺って、働いている方々の環境をしっかり整えていかなきゃいけないなということで新たに私もその課題に1つ気づきました。ありがとうございました。

○衆議院議員 青山周平

失礼します。衆議院議員の青山周平と申します。

本日から議連に入会させていただきました。

今もお伺いさせていただきまして、私どもは制度設計に関して現場の方々の声を届ける機会が今までなかったのかなと、そういったところを少し感じました。この議員連盟が浮かんで皆様方の声がしっかりと制度に反映されるようになるというふうなふうに強く思いました。

それとともに、国際基準の I Q 70 が一つの基準ということ、冒頭質問があったところで、ご検討されるということなので、ちょっと私もこれ初めて聞いた時にびっくりしました。280 万人のうち日本で認められている人たち、ずいぶん少ないなということが、聞いた時に最初衝撃を受けました。

ぜひ、厚労省の方でご検討いただきたい。前向きにご検討いただきたいというふうに思います。どうぞ宜しくお願い致します。

○衆議院議員 牧原秀樹（幹事）

埼玉の牧原でございます。

大変現場に即した議論をなされていて、木村会長をはじめこの議員連盟を立ち上げていただいた皆様、本当に感謝申し上げます。

私、今までなかった議論の一つとして、でもみんなの問題と思っていた高齢化の問題っていうのは親の皆様からすごい不安の声をお聞きします。障がい政策を少し中長期のビジョンで策定するということは今まであまりなかったのかなと思いますので、その働き手も高齢化をしていくということもございまして、これから少子化、人手不足の問題が当然他の分野と同じようにどんどん悪化していくこともあろうかと思っております。

その辺の大きなビジョンをぜひこの議連で立ち上げていけたらいいなという風に思います。よろしくお願します。

○衆議院議員 神山佐市（幹事）

埼玉の神山です。

知的障がい者の人が働く部分が喜びでもあるということでもあります。そして収入を、自活が出来る収入を得るためにしっかりとその収入を得るようにそのサポートをするということが必要であるという風に考えております。そういうことでどうゆう形で仕事を、知的障がい、障がいがある人たちがその効率が上げられるかというところも、国としても行政としても考えていかないといけないという風に考えているわけでもあります。

そういうことでこういう風にすればよりいい収入になる、そして作業効率が上げられてその収入が増やせられる、ということをしっかり取り組むことが必要だと考えております。よろしくお願致します。

○衆議院議員 藤原崇

岩手県の衆議院議員の藤原崇です。

今日わたくしも途中からの出席なんですけど、非常に現場の皆さんの声を聴かせていただいて貴重な機会だったなと思っております。

私も地元でいろいろな施設の方、あるいは利用者の方、また親御さんからもいろいろなご不安な話をきいて、個別でいろいろ議論をしたりはしていますが、やはりみんなで力を合わせてしっかり利用者の方も、そして支えてる方々も安心して仕事ができるような環境が作れるように頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それではですね、先ほど木原先生からもお話がありましたように、この課題というのはとてもたくさんあると思います。その中で、この会の優先的な主題というものをいくつかあげさせていただいて、そこから優先的に取り組んでいきたいなというふうに私達も考えているところでございます。

まずは主題をですね、親なき後に障がい者が安心して生活できる制度構築。つまり「恒久的な生活施設である終の棲家」、それと「所得補償」の制度構築を目的にすること。このご提案を致したいと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか？

(一同拍手、承認)

ありがとうございます。

そしてその次にですね、障がい者に関する法律に直近の課題があるとするならば、この議連として、しっかりと取りまとめを行ってですね、法案の一部改正を見据えた原案を厚労省等に提示するというご提案と思っておりますが、このことについてのご承認もいかがでしょうか？

(一同拍手、承認)

ありがとうございます。時期に関しましては、なるべく早く進めていきたいというふうに思っております。

そして3つめ、現実的な諸問題を現場目線で解明するために、やはりこの議連の中でしっかりとしたPT、プロジェクトチームを作ること、これがまず最優先ではないかと思っております。

その中で秋元司先生にですね、そのプロジェクトチームの座長に就任していただきまして、しっかりと現実的な諸問題、現場目線で解明していくということ。これを早急に行っていきたいと思っておりますが皆様いかがでしょうか？

(一同拍手、承認)

ありがとうございます。

そして4つ目でございますが、現場視察のご提案でございます。先ほどから現場の諸問題を現場目線で言うことでありますので、ぜひ視察ということをご提案させていただきたいと思っております。日程が調整できる先生方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加いただきたいというふうに思いますが、こちらの方もいかがでしょうか？

(一同拍手、承認)

ありがとうございます。

それではですね、こうしたことを踏まえ、先ほど厚労省の方からも紙面でのご回答をいただけるということがありましたので、次回の4月の上旬を目途に開催し、厚労省からはしっかりとしたお答えの方をお願いしたいと思います。

議連の方は4時で終了しますけども、この後も勉強会はまだまだ続けさせていただきたいと思っております。

そして木村会長も4時半前まではご出席いただけるということですが、まずこのPTの座長に就任されます秋元司先生より一言、お話をお願いしたいと思います。

○衆議院議員 秋元司（幹事）

改めまして、みなさまご苦勞様でございます。

東京15区の秋元司でございます。今日も議連として多くの皆さんの現場の声を聞かせていただきました。

そしてまた、目的としても法の整備をしっかりとしていくという、そして予算としてもどのように獲得していくかという、大きな仕事をしていかなくちゃいけないと思っております。

この度、PTの座長を仰せつかりまして、皆様の思いを率直に聞きながら、行政ともしっかり議論していきながら目的達成の為に汗を流して参りたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

今回第2回目の議連、3回目の勉強会ということでしたが、次回、さ

きほど木原先生がおっしゃってたようにですね、せっかく皆様方がこうして足を運んでくださっていることを考えもっと厚労省の皆様にもぜひ回答というものははっきりお答えいただけるようなそんな前向きな形で一緒に歩いていたらありがたいなという風に思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

まずは議員連盟の方を終了させていただきます。みなさま本当に今日はお忙しいところをありがとうございました。(拍手)

それでは、続いて勉強会のほうを進めさせていただきたいと思いますので、木村会長またよろしく願い致します。

(一同拍手、議連終了)

○参議院議員 木村義雄

今、三原先生からですね。次回のお知らせみたいなのが出ましたけど、厚労省はさっきのような回答は年度内に出してもらわないと困る。

仮に省令改正するのに時間がかかるというなら、Q&Aとか様々な形で現場の市町村にしっかりと通知をだしていただいて、これはこう解釈するんだとしてもらいたい。おそらく現場の市町村の職員も様々で、中には勘違いして自分が法律だみたいなつもりでいる人が結構いるんだよね。

そういう人たちが分かるように、わかりやすい通知をだしていただいて、馬鹿げた「常勤」「非常勤」の人の差とかおへそでお茶を飲ますような話なんで、こんな当たり前のことを理解できないような現場の役人はさ、しっかりと厚労省が指導しないと駄目でしょ。

問題はルールを現場の人たちに任せすぎっていうところがあるんじゃない？そこはね、ちゃんとガイドラインとかQ&Aとかで一般的なルールを出さないと地域によってローカルルールで役人が勝手に判断しちゃうと現場の施設はたまったもんじゃないよ。

そこを踏まえて、障がい者のお世話を現場の働いている方々にやってもらうんだから、自分たちが監督しているんだという間違っただけの考え方を市町村の役人に持たせないように、しっかりと厚生労働省は全国一律的なルールを指導してかなきゃいけない。ガイドラインをつくっていかなくやならない。

今日は私も少ししたら出ないといけませんけど、本当に普段、日頃思ってたこれは改善してくれたらありがたいとか、これは不条理でやってられないとか、これは役所が勝手なことを言いすぎと思ったことはドンドンおっしゃっていただきたい。うまく言えなかった方は質問書を事務所に提出してくれたら、それ見てしっかり取り組んでいきます。

私は今後もこの会を進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

(一同拍手)

○柴崎久美子（柊の郷 保護者会会長）

すいません。私の言いたかった大部分は木村先生が厚労省におっしゃっていただきましたので、被らない部分として、寄付金強要の利用者の実態調査の詳細を教えてもらいたい。

市町村で障がい者の障害程度区分の等級を決めたりするので、障がい者本人や保護者が年に何回か役所に行くじゃないですか。ああいった場で家族からの聴き取り調査をすとか、アンケートじゃないですけど…。

施設側から聞かれても、（保護者としては）うちの子が退所させられるんじゃないかと思って言えないっていうのはあるけど、市からだったら関係なく話すことが可能だと思いますので、その辺から捜査してもらいたいと思います。

入所施設とかグループホームで障害の区分や種類がいろいろあるとおもうんですけど、必要なものっていうのは皆さん違いますし、実際に施設が足りないっていうのは間違いないんで、必要なものっていうのをアンケートでもとれると思うんで、実際に実態調査だけはしてってもらいたいなと切に利用者としては思います。

実際に私も県の職員と戦いましたけど、でも向こうも自分だけが正しいって思って私達のいう事なんて全然聞いてくれない。右から左にみたいな感じがあって、話し合いするときも向こう側にずら一っと偉い人が座って、こちら側が尋問を受けるような形で…そんな態度を県がとるっていうのは、県をそういう風にしちゃったのは厚生労働省だと思うんで、その辺の指導をちゃんとやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○参議院議員 木村義雄

私も県会議員をやっていたので市町村とかよく見てるのよ。

弁護するわけではないんだけど、国は同じ（厚労）分野を歩んでいるからまだマシだけど、県は昨日まで土木にいた人が急に社会保障の配属になる。ちんぷんかんぷん。正直、県はねレベルが国よりは落ちる。市町村はもっとおちる。

まだ国のほうはまだマシですから、あなた方がいうことはいろいろあるけども、ちゃんとした人もいるから。

○足高慶宣

先生お願いします。

先生のおっしゃるとおりで、うちもよく国の役人さんと喧嘩さしてもらうけど、国の役人さんは県の役人さんに比べたらはるかにベター。

まして市町村と考えれば、しんどい話です。

でも、その方々にこれは国会議員の先生の責任も大きいけど、地方分権いうて権限を地方に移譲して…それで地方官庁ってなんのためにあんなんと。

○参議院議員 木村義雄

そこは ちゃんとガイドラインただしてちゃんとしますから。

○足高慶宣

頑張ってください！本当に！（一同拍手）

まだ時間ございます。 役人の方々は何時までかわかりませんが、皆さん質問ありましたら色々出してください。

私も喋ること一杯ありますが皆様方の機会を奪う気はないので、何かございましたらどうぞ。

（木村議員退室）

○吉野眞里子（NPO 法人にじと風福祉会 理事長）

にじと風の福祉会吉野です。

知的障がい者、成人の施設ではございません。

その入り口の児童の施設をやっています。相談（支援事業）もやっています。

（障害福祉の）入口が児童にあります。児童の問題をないがしろにして、そこで山積されたものがずっと詰みあがってきています。それをないがしろにしたままで成人の問題だけを解決しようとおもっても無理だと思います。

今は児童の部門は、よくなった所もあると思いますが、（通常の学校と特別支援学校との間の）分断も激しくなっています。

さっきみたいな常勤とは？みたいな考え方の中で、なんとか先生たちをつけて対応していた（障がいを持つ）児童を今では全部ひとまとめにしてしまって、そこで障がい児の教育をしています。そうすると障がい児の世界だけでしか生きていけないので、見通す先が福祉就労しかなくなる方ばかりになります。

それから、住の場所も、普通に結婚して家族を持たれて、自分のご住所で自分の世帯主になる障がい者がどんどん減ってきています。

それは特に知的障がいの中の方にはとても多くなっています。何故かという

と、発達障害といわれる方が増加して発達障害者支援法ができたことはいいことではあるんですけども、結果として（健常者と障がい児間の）分断が激しくなっている。この少子化の中で特別支援学校が増えるのはおかしいんじゃないかと思いつつながら、そこにかかる税金の量がものすごく増えてきています。

（これまでは）学童でおさまっていたものが、放課後デイサービスが始まって、（放課後デイサービスを）17万人ぐらい日本全体で利用されています。

約1万位の放課後等デイサービス（事業所があつて、それぞれが）大体定員10人ですけども、そこにかかる予算…児童発達支援とよばれて保育園ではない場所でその子だけを集めて療育の意味はあるかと思いつつけど…それから、特別支援学校を1つ立てるのも何億というお金がかかります。教師の配置をするのにもお金がかかります。そうしてまで（健常者と障がい児を）分断しようとする中で一般就労と言われても空なものにしか聞こえないですね。

ですので、入口の部分にもう少しみなさん目を向けていただきたいです。

それから、分断が終わるところの18歳で、入所施設は認めない、グループホームがついていわれても…グループホームは（昔ながらの入所施設よりは）まだずっとマシですが、国の収入が減ってきているなかでどの程度の予算をかけていけるのか。

そういったところをこの議連の先生たちにも考えていただきたいですし、私たちもここで勉強していかないと。

使える税金の量が限られていてドンドン減ってくる中で、（健常者と障がい児の）分断をすることによる税金の使い道っていうのがかなり心配ですので、そういう方向でも、少し大きい視点からでも、入口と出口ということで考えていただけるとありがたいなという風には思います。

その場ひとつの事象、相談支援事業所もそうですが、放課後デイなら放課後デイの事業のことだけ、グループホームならグループホームの事業だけではない。皆関連しているっていうのを踏まえて会の動きが進んで行くといいなと思つて参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○足高慶宣

ありがとうございます。

せっかく今日は厚労省の方だけではなく、文科省の方もお見えでございますので、まだおられましたらいかかですか。今の意見に対しまして。

#### ○中村信一（文科省・特別支援教育課長）

我々、特別支援学校、特別支援学級、通級指導を担当させていただいておりますが、障害一人一人への待遇という学校教育でありますので、特別支援学校

について平成 28 年度の調査で 3400 ぐらいの教室数が足りないと出ています。

これは、前回の皆さん方の集まりの時に、それをどう対応するんだときいておりますけど、必要に応じて国としては 補助金を出してやってきているんですけども。

今のご質問で その補助金の出す金額は全体として決まっているのに…っていうお話だったのかなと思うんですが、我々としては必要なものに予算を確保しながら進めていくというような対応をしているというご回答になるかと思いますがいかがでしょうか。

それは特別支援学校や特別支援学級にも、ただ国が直接設置しておりませんので、設置者である自治体、学校で出れば県が作りたいという地域からの要請を踏まえて作って行きたいってことであれば補助申請が出される。

要請が出されればしかるべき規定にそった形で補助金をつける。そういう流れになっています。

○足高慶宣

どうです？今の答えって質問とは全然違うでしょ？

○吉野真里子（NPO 法人にじと風福祉会 理事長）

はい。

○足高慶宣

あの制度的にどういう風にするのかをお尋ねになっていたのに、求めれば補助金つけたると、乞食にお賽銭だすような話ですやん。

そういう話ではないでしょ。

○吉野真里子（NPO 法人にじと風福祉会 理事長）

はい。

本当は分断の何が必要なのかを私たちは決めて行くために会に来ているのに、決まったことに関して（補助金を出す云々）…っていうちょっと論点ずれているのかなっていう風には思いました。

○足高慶宣

おっしゃっている話は、厚労省さんと文科省さんなんかでお話し合いになって、もうちょっと整理して、別に予算ぎょうさんくれている話ではなくて、合理的に予算を配布して、さっきの出口ももうちょっと見通したプランつくっていかへんと、ということを説明してたんちゃう？

○吉野眞里子（NPO 法人にじと風福社会 理事長）

はい。そうです。

○足高慶宣

だからそういうような話なんですけど  
わざわざ来ていただいて、そういう質問に対するお答えがいただきたい。  
申請書出したらお金つけるよという話ではなくて

○中村信一（文科省・特別支援教育課長）

私が申し上げたのは、申請があれば規定に沿った形で対応するっていうこと  
でございまして、（足高）会長がおっしゃっている趣旨では全くないのですが。

○足高慶宣

だから今聞かれている話は、そういう意見が現場であると。

○中村信一（文科省・特別支援教育課長）

分断というのがちょっと理解できなかつたんですが…

（障がい児の）就学先の決定につきましても、委員会っていうところで決め  
ておりますので、それがきちとなされていると承知しておりますので、その  
人その人に応じた対応をしていると認識しております。

また少しお時間があればあとで、お話をさせていただければと思います。

○足高慶宣

ありがとうございます。他にないですか？

はい、どうぞ。

○大川豊（大川興業 総裁）

大川興業の大川と申します。

日頃、江頭 2 時 5 0 分が世間をお騒がせして申し訳ございません。

自分は前にもお話したように、知的障がい者施設並びに色々な引きこもりや  
不登校の現場の相談にも乗っていることもありまして、おそらく海外の現場に  
も行っているのも自分ぐらいかなと思っています。

今日は厚労省、文科省の方、法務省の方もいらしてると思います。

前回 I Q 7 0 で世界的な基準を前提にすると、要するに本来ならば職業訓練  
を受けた方が、刑務所に入入りするよりも、ちゃんと仕事ができる環境が作れ

るっていうことがあって、実は1月に渡米しておりました、インテルならびにIBMの方たちとAIのお話をさせていただきました。

すると、知的障害の方でも発達障害の方でも、実は画面データによって、何をやっている時が一番楽しいのかとか（がわかります。）

さきほどの相談員の方もあったと思うんですけど、僕は日本が全世界のビッグデータを集めて、各個人に合わせて好きな仕事ができたりとか（して欲しい。）（例えば）なぜか蜜柑が剥くのが上手な人がいます。もう我々が圧倒的にかないません。本当です。蜜柑を向くと白いところあるじゃないですか、あれさえも綺麗に剥がせるんですね。

そういったお仕事ができるとか、何かこれが応用できるんじゃないかっていうことが全世界的な事で起こっています。

多分日本が凄くデータを蓄積して色んなデータを入れることによって、この子はこういう個性があるんじゃないかっていう判断が凄くしやすくなります。

先程の分断っていうのもあるんですけど、発達障害の子供も学校にも行けなかったんだけど、この前もニュースでありましたように、コーヒーの焙煎なら大好きだと。プロ並みの意識で中学生がやっています。

ですので、何が言いたいかという、皆さんの省庁を超えてビッグデータを活用してもらいたい。例えば、皆さんの個性に合わせてお仕事させるとか、施設の支援をすることかという考えはございますでしょうか。それをぜひ伺いたいと思います。

○内山博之（厚労省・企画課長）

ありがとうございます。

○大川豊（大川興業 総裁）

答えづらいとは思いますが…。

○内山博之（厚労省・企画課長）

確かにですね。あのおっしゃられるように私共でも、それぞれの方がそれぞれの得意な分野で就労されている例をいくつも見させていただいています。

ご提案のようにビッグデータでそういう得意なことが分かるかどうかというのは、ちょっと今私自身は知見を持ち合わせていないので、それでこそインテルさんとかですね、他のところでそういうきっかけがあれば…

あるいは私どもの例えば厚生労働省の研究費とかございますので、そういうものでも研究できるような蓄積とかきっかけがあれば、活用できるとより良い方向に向かうのかなと思います。ただ、今の時点ではちょっと具体的な例を残

念ながら知りませんので、今後そういう例があれば教えていただければと思います。

○大川豊（大川興業 総裁）

実際にもう海外では1日の生活を画面データとかにとってですね、「あっこの人は職員の人が見ていないときでも農業やっていたりするんだ」「この人はこの時、こういう動きが楽しいんだ」というのが、心臓の喜び具合とかで、本当にわかるので「この人はこれが好きなんだ」というのがデータとして分かるということなんですね。

なので、そういった研究がまだされてないんでしょうか。どうでしょうか。

○内山博之（厚労省・企画課長）

日本ではまだ、聞いたことがありませんので、もちろん海外でもそういう事例が確立すれば、日本で適用できるかどうか参考になると思います。

○大川豊（大川興業 総裁）

先駆けてやるという意識はどうでしょうか。

○内山博之（厚労省・企画課長）

そういう研究者の方ですとか研究機関があれば、もちろん…

少なくとも、私共の課でそういうことができる人間がいない訳ですので、そういう研究者とか研究機関が実際にいらっしゃるか、というところがポイントなんではないかと思います。

○大川豊（大川興業 総裁）

わかりました。

政治家の方たちにも同じこと伝えますので。

○足高慶宣

でも今のお話ですと、省として、省の中でやる人間はいないとおっしゃっている。けど経産省でもどこでもよくやる話で、外からこういうアイデアというような話があったら省が積極的に予算つけて勉強させる。

特に経産省なんかよくやりましたよね？

だからあれと同じようなノリで前向きなお勉強をする機会を作る、システムを作るというお気持ちはあるんですか？

○内山博之（厚労省・企画課長）

ですから、研究費などの仕組みがありますから、そういう具体的なものがあって研究費などの補助の対象になる可能性はあります。

○足高慶宣

じゃあ、そういうのを探しましょうよ。

○大川豊（大川興業 総裁）

そうです。データによってもっと仕事が軽減できていると思っています。

以上です。

○足高慶宣

はい。他にご質問ないですか？はいどうぞ。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

A Iの話がでたんで、私もついでに関係で質問したいなと思いました。

どこの法人でも同じだと思うんですけど、ヒヤリハットを記録していると思います。けどヒヤリハットの資料は膨大になってくるんだけれども、膨大になっちゃうが故にそれを過去をさかのぼって、今度はこういう事故が起きるだろうってところまで行かないわけですよ。

その非常にこの分野ではA Iが得意とする分野だと思うんですよ

○大川豊（大川興業 総裁）

仰るとおりです。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

だからぜひ この予見ができると思うんですよ。

「〇〇さんがどこそこで発作を起こしますよ」って予見してくれるんじゃないかと。これは是非とも厚労省で研究をやってもらいたいな思うんですけども。各省庁でA Iのいろんな研究してるんだけど、厚生省だけ何も手付かずでじゃ乗り遅れちゃうからね。これだけは早くやって欲しい。

というのも、最近、入所施設で入浴中亡くなったとかの問題があって施設内で事故を起こしたっていうと必ず親が損害賠償請求するわけですよ。今だいたい2000万から3000万くらいで判決がでてるわけですね。

今施設内でどういうことが静かに進行しているかということ、丁度1か月くら

い前に、私が県外の個室ユニット型の入所施設を見学に行ったんですね。3回ばかり。

そうしましたら明らかに施設内、利用者を隔離しているんですよ。もう施設の中に絶対外に出られないように鍵が2重になっている。

それを見てね。これはとんでもないなと思いました。本当は親が事故で損害賠償で請求するからって私も言いたくはないですよ。

だけど、それをAIを積極的に開発することによって事故を未然に防げればいい。やっぱり、防犯カメラなどを活用したとしても、利用者が自分の部屋ぐらいではゆっくり遊んでいられるような、そういう環境を提供してやるっていうのは大切な事だと思うんですよ。

是非、そういう観点からしてもAIでヒヤリハットの情報整理のことをお願いしたいと思うんですけども。以上です。

#### ○足高慶宣

ヒヤリハットとAIの話、ええ話やと思います。

私ここで、皆さんに集まってもらって勉強会やってますけど、国に何をせえこうせえと求めるだけではなく、勉強会を中心にしてヒヤリハットの事例を皆で集めてAIを活用するといった話を実際にやってみていいと思う。

なにも役所の方々に全部頼る話だけの話ではなくて、自分たちで土台作っていけば、更に展開するにあたって、国に対して「野村総研に予算つけるぐらいやったらこっちのほうがずっと役に立つぞ」という言い方ができるやん。

だからそういうような話はしていきたいなと思いますよ。

なるべく自分のとこでできることは自分のとこでやって、それで、制度的に広がるんやったら国が噛んでくれはったらええやんと思います。

ちょっと私の方から、本当にもう自分としてはあんまり興味ないねんけど、と思うような質問を厚労省の方々にさせてもらいます。

東京都内ではオリンピックを騒いでやってはりますけど、スペシャルオリンピックって日本ってやるの？2020年、オリンピック、パラリンピック、ついでにスペシャルオリンピックってつきもんちゃうの？

#### ○内山博之（厚労省・企画課長）

パラリンピックとかはスポーツ省が所管になっていますので。

#### ○足高

じゃあ、厚労省は関係なし？

○内山博之（厚労省・企画課長）

所管は。

○足高

ちがう、スペシャルオリンピックをやるの？って聞いたんやけど。

○内山博之（厚労省・企画課長）

それは、直接の担当はスポーツ省になっていますので、担当の人に聞いたら答えてくれると思います。

○足高慶宣

いや、やるかやらへんかだけを聞いただけですねん。

（以下、出席者に対して）

スペシャルオリンピックって、知的障害者のオリンピックね。

2008年に中国でやったとき、中国の国家主席がマイクで中国13億人で知的障害者は3000万人いると言っていた。13億人で3000万人言っではるから大体2%位はいてんねんな。まあ日本よりよっぽど多いな。という風なことで、中国、中国いうて馬鹿にしとってもしかあないなと思ったんが1つ印象に残った。

その時の画像フィルム見てて、日本人の選手団はいっちゃ悪いけども、一目で（知的障がい者と）分かった。失礼な言い方やけど。

でもアメリカとかヨーロッパ、中国うんぬんの選手団って、どこが知的障がい者？というぐらい普通の健常者っぽかった。

だから、国によって相当（知的障がい者の）スタンダードが違うし、テレビであんだけ映されて、国際基準を日本国民一億人が見たらきっとグツが悪いと思ってるところがあるのかなと。だからあんまりスペシャルオリンピックって言えへんのかなとかゆう風に思ったもんで質問しました。

ホンマの話です。2008年に日本から選手団作って行かしたけど、国があんまりやってくれへんから近衛や細川のおば様とか、そういう方がほんまに尽力して努力したゆう程度の話です。

まあ、今後どうなんのかはあんまり、オリンピック私興味ないから知りませんけど。

はい、次の方どうぞ。

○寺島章郎（柊の郷 保護者会会長）

私、奈良の保護者会の寺島と申します。

奈良県からきているんですけれども、お話は千葉の話なんです。

千葉県の職員が千葉の施設から二人の利用者を連れ出して3人利用者を連れ出して、結果として、不穏状態あるいはPTSDを発症したことの裁判が続いております。

今日その担当の弁護士の先生がいるので、その状況の話ができるんやったらお話聞きたいなと思います。

同時に、前回、源河課長さんには私個別でお願いしたと思うんですけど、2年ほど前に千葉の県の課長補佐が私達保護者とお話さしてもらおうと言ってから未だに何の連絡もないので、何とかして欲しいと。

厚労省の方から、千葉県の方に対して、個別具体的になんか保護者と話したらどうやとかアプローチしていただいたのか、そのことをお聞きしたいと思います。以上です。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

すいません。私、おっしゃっていただいた記憶がないんですけれども、私ではなくて前とか他の方じゃないかと思います。

○寺島章郎（柊の郷 保護者会会長）

前回ですわ。前回の会が終わってから、千葉県が「保護者とは話します。」と言われるから、それに協力して欲しい、保護者と話す場を作って欲しいとお願いしたと思うんです。

○厚労省げんか課長

私共が伺ったのは、寄付金の話だと記憶しています。

○寺島章郎（柊の郷 保護者会会長）

そうそう。寄付のことを話して、そのあそこへ来られて、そのときに私の資料を持って帰られるときに…

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

私、資料持ち帰っておりません。

○寺島章郎（柊の郷 保護者会会長）

いやいや 私のここにあった資料…。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

いえしてません。私じゃないと思います。

○寺島章郎（柊の郷 保護者会会長）

いえ、あなたです。

○源河真規子（厚労省障害福祉課長）

すいません。大変申し訳ないですが

○寺島章郎（柊の郷 保護者会会長）

そしたらね。今申し上げた通り、千葉県は2年経っても保護者と話し合いをされていません。それはあの、ぜひともね、厚労省から千葉県の担当者にですね、厳しく指導して欲しいです。

○足高慶宣

警察が、障がい者の拉致云々で千葉県警が厚労省に問い合わせたら、県庁には調査権があつて障碍者を外へ引っ張り出そうが監禁しようが合法であると、厚労省がそう答えたんで警察は捜査を停めました。

そらまあ真相はわかりませんが、少なくとも千葉県警の警察担当はそう答えています。厚労省さんの判断です。

○竹内佳子（柊の郷 保護者会）

私厚労省さんにその件で確認したんですけども、厚労省の方からは「そのような指導はしておりません。そういうことはするなと指導はしております。」と回答を受けています。

千葉県の方は厚労省から頂いたマニュアルに乗っ取って調査を致しましたという話でしたけれども、厚労省の方ではそのようなマニュアルはございませんというお答えをいただいております。

その後、厚労省さんと寺島会長を含む保護者とでお話させていただいて、その時に私共が再度千葉県の課長補佐の方とお話したいということで、厚労省さんの方から千葉県に面談の場を設けるようにお話をさせていただくということになっていたのに、いまだに実現していない。

結局、連れ出された3人の障がい者にとっては虐待ですよ。PTSDになるような事された子供たち、もし施設側がそういうことをやった場合どれだけの騒ぎになりますか。役人がやったらいいんですか。役人がやる分には。

そういう風にとられても仕方ないと思いますけどいかがでしょうか。

○内山博之（厚労省・企画課長）

すいません。今日来てる者は事実関係を存じ上げてない訳なんですけれども、仮に訴訟中の案件だとすれば、私共ここで…

○足高慶宣

訴訟は民事だけの事。

刑事はもう終わっています。

○内山博之（厚労省・企画課長）

そこが事実関係は訴訟中というお話もありましたので、口頭だけではなくて、少し事実関係を分かるようなもので頂ければという風に思います。

○足高慶宣

じゃあそれはそれで、後ほど資料出します。

資料出しますので、先ほど木村会長おっしゃってたような形で、同じようにそちらの回答いただければ。

○内山博之（厚労省・企画課長）

ですから、訴訟中かどうか証拠になってるのかどうか含めて、明らかにしていただければ。

○足高慶宣

明らかにします。

○高森雄登（スタジオプレアデス 理事長）

なぜ、相談支援が成り立たないか具体的にお話をぜひ伝えたいと思います。

1人の方を相談支援で受け持った際に払われる報酬が1310単位、13000円ぐらいです。

ところがですね、（相談支援事業を実際するにあたって現場で）今何が起きてるかというとですね…。

まず、（障がい者）本人に会いに行きます。知的障害の方、年をとりました。自分でお話できません。

家庭では預かれる状況がないものですからグループホームを利用されます。ところが、グループホームはもう空いていません。てなるとですね。1か月2

か月ずっといろんなところ、たらい回しにされて、事業所の自分たちが回って助けてくださいとお願いする。頭を下げてでも受け入れがなければ、その相談支援計画は完成しません。

そういったものが凄くたくさん増えてきているんです。対応している私からすると、月13件を受けた月に一人しか完成しなかったんです。その月の給料だれが払うんですか。事業所が赤字になって人件費を払うんです。そんなことが本当に起きているんです。

児童もやっています。児童は児童で本当に大変な状況です。利用したい方がたくさんいるのにもかかわらず何か月待ち、そんなことが起きています。

(相談支援事業所を利用できないからセルフプランを)自分で書いてください、けど障がい児本人はかけません。だから親が書くしかない。ところが、親は今、片親、あるいは長時間労働していてマトモに書けない。頑張っても、「すみません、なんとか書いたんで夜の9時に対応していただいていいですか？」となって結局職員が夜9時までに残って対応しています。

どうしたらこの生活が抜け出せれるのか。

でもその親のことを考えたら、支援計画を完成させられなかったらその人サービスを利用できないんですよ。

(支援計画作成に必要な)面談もできません。(親が)今月1か月休みがないんです。じゃあいついつまで待ちますねと事業所が回答し、その2か月後によく面談をしに保護者のところに行って、計画作って、ようやく完成にするとその連続です。

本当に保護者の家庭環境も大変だなと思いますし、それを支える家族、そしてそういった困った案件ばかりを一挙に受けている相談支援員の負担は本当におっきいんです。それで1件一律1万3100円なんですよ。

全く成り立っておりません。大手が資産を出しまして、7事業所を全区に開きましたが、半年で2事業所以外が辞めました。

そのとき僕、実はその担当者に聞き出して、どういうことだったんですかと聞いたところ、一人の職員がまっとうな生活をしていれば、相談支援を受けられる人数が1か月3件程度になるとのこと。3人しか受けられなければ、月の給料は、20万いきませんと。

ということは、担当職員にあげたいと思っている30万円の給料も払えない、それから今後頑張っても経験を積んで指導できるようになったときにつける報酬のアップも望めないで事業をやめると。キチンとね、経営上の裏付けを考えた法人は手を引きました。

その結果、困った人達を僕は受けました。代わりに放りだされてしまったので。頭が良い事業所は相談支援に手を出しません。あるいは、いくつも事業所

をやってきて、社会的倫理からやる相談支援をやらなければ地域の為に困ってしまうだろうということで、法人内の他部署の利益からその方の給料を補填しているというのが、実際の状況です。どこに行っても同じ話が出ています。

本当にすごい状況なんです。はい。やらないとわかりません。毎日12時、1時まで残らないと次の日を迎えられない。そんな生活をしてるっていうのを、実際に現場で見たい。

### ○足高慶宣

勉強会をこうして作らせてもらい、これで3回目です。3回見ていた人はこの様な形でやっていくのが分かってきたと思います。

はっきり言って社会的にこの会が有意義であるかないかは、皆さん方が判断してもらって、私はこの会を継続していこうと思っています。

勉強会に2度も3度も参加している大たちは、是非入会届を書いてください。連絡するのも大変で、実際会のメンバーであるのかないのかも分かりませんのでお願いします。

また、会の責任者が必要ですので、会長に私が自薦してなりますけどよろしいですか？（拍手、承認）

ありがとうございます。

そして、今日入会届を書いてくれた人にはまた連絡を取りますので、役員等も分業していくことを考えていきたい。

さっき自分の事をサービス業者と呼びましたが、サービス業者の立場で物言うだけでなく、一番大事なのは親御さんだと思う。また、何よりも自分で訴えられない障がい者御本人。

その障がい者ご本人の代弁をするのは、親や御兄弟になるでしょうけど、そういう方々にも広げて行ってほしい。サービス事業所がしんどいのはよく分かるが、根本的に受給ギャップがあまりにも酷い。

例えば、古い入所施設に入りたい人がいて、1人の枠に10人20人みんな入れて欲しいと来る現状があります。どういう風にバカな学者が言ったのが分からないが、親御さんにとって一番大切な終の棲家として、安心して過ごせるのは入所施設なんです。入所施設と言うと目の色変える。入所施設を望む人が多いのに対して供給が全然足りていない。

だから、相談支援事業もはめ込む場所が無く苦勞する。だから、根本的には需給ギャップでしょ。そういうところをもっと変えていきたい。

すぐ「地域」とかの言葉が出てくるが、私も田舎者だから「地域」と言っても周り見ても空き家が多く、ちよろちよろある家の中に70代80代のおじい

さんやおばあさんが一人にいる。この状況でどうやって支え合うのか？

今住んでいる人たちが死んでしまうではないか。それでよく「地域」という言葉で逃げているという怒りの気持ちがある。

さっきも少し言いましたが、今日ここに集まってくれた先生方は、自民党の先生方だけです。他の共産党だとか社民党だとかは一切呼んでいません。

理由を言います。共産党だから悪い人だとかは一切思っていない。ただ、ハッキリ言って私どもの目的は、ここにおられる役所の方々とお話をして、それを政策に反映させることにある。そうすると、正直、実行力があるのは自民党の先生方しかいないので、自民党の先生方だけで集まっています。

さっきも話題になりましたが、国の役人さんの方が県の役人さんよりいいぞ、県の役人さんの方が市町村の役人さんよりいいぞということは、議員さんにも当てはまります。国会議員で、新聞や報道でみると極悪非道の様にみられていますけど、結構人良いんですよ。動けるもんやったら、自分で理解できるもんやったらと走り回ります。そうすると彼らが何を必要としているかという、結局選挙用のお金と票ですわ。

ここでお金を集めようとか無茶なことを言ったってどうしようもないでしょ？だけど親御さん、そして施設でも100人利用者さんがいれば80名スタッフがいます、そしてスタッフにも家族がいます。本気になったらそこそこ数百票は集まります。ましてご家族、特に制度から零れ落ちている人たちが本気で自分たちが生きる権利を奪われていると思えば、凄いパワーになると思う。

だから困っている皆が手を取り合って、さすがに統一地方選では間に合わんと思うけど、7月の参議院選挙辺りで木村義雄さんや3年後に三原じゅん子さんをと、応援のしようがあると思う。もしそれで団結できれば、医師会よりパワー持つと思う。

みんなが15万票集めたら、凄いパワーを持つと思う。自民党をあげて皆のリクエストを聞いてくれるようになると思います。少なくとも議連に入会してもらった先生方だけでも40名程いてくれますので、カットアンドペーストで作ったような総合支援法の改正もできます。

私は言葉を飾るのが嫌なのでこんな喋り方ですし、こんなやり方ですので、お気に召さない方は御縁を切っていただいても結構です。

こんな感じで締めになりますが、次回4月上旬に第4回目の勉強会をやりま。そして5月中には一つの問題点を突き詰めて、改正法案を作っていただいて、アナウンスをして実績を作って行きましょう。皆の力で、少しずつでも法律を変えていきましょう。

(一同拍手)

黙って待っていたらどうにもならない。やはり、動く、自分でやるということ。待っていてもぼた餅は落ちてこない。文句を友達同士で言っても何の解決にもならないので、言うなら近くなら市会議員、県会議員に石を投げてでも掴み取って行かないと次の話に繋がらない。

そう思ってますので、今後もこの会を続けます。

(一同拍手)

以上